

一般社団法人奈良県病院薬剤師会 役員候補者選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人奈良県病院薬剤師会（以下、奈良病薬という）細則第4条に規定する役員候補者の選出を公正且つ円滑に行うことを目的とする。

(役員および候補)

第2条 細則第4条に基づき、役員は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事（以下、会長という）、業務執行理事（以下、副会長という）、理事、監事とし、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は誰でも役員に立候補することができる。

(役員を選任・選出方法等)

第3条 定款第19条、第20条に基づき、役員を選任・選出方法を次に定める。

(1) 役員を選出するため、会長1名及び監事2名は定款第17条に基づき、総会の決議によって選任されるが、会長の立候補者が2人以上いるときは、本会正会員による選挙（以下、「選挙」という）をもって選出することができる。同様に、監事の立候補が3名以上いるときは、選挙をもって選出することができる。

(2) 会長立候補者が2名以上いない場合、会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。但し、時間の制約上等の理由から、総会決議によって理事の代表としての会長を選出し、総会において会長一任の承認を得て会長が理事を選出し、理事会において副会長を選出することができる。

(3) 会長の立候補者が2名以上いるときは、総会において選挙を行い、会長1名を選出することができる。同様に、監事の立候補者が2名以上いるときは選挙を行い、監事2名を選出することができる。

第2章 選挙実施者

(選挙実施者)

第4条 役員選挙が実施される場合、改選前の本会会長は、正会員の中から選挙実施者を任命し、選挙実施者が総会において選挙の実施を委託する。

2 前項による委託があったときは、選挙実施者は選挙管理委員会を組織し、第3章で定める方法により選挙を実施し、選挙結果を本会選挙管理委員会及び本会会員に報告しなければならない。

3 選挙が実施されない場合は、役員が選出される前に選挙を実施しない旨を本会会員に公示・報告した後、本会会長の承認を得て選挙管理委員会を速やかに解散する。

第3章 選挙

(選挙の公示等)

第5条 選挙は、原則として、本会総会にて選挙実施者が選挙管理委員会及び有志者の協力を得て直接選挙を行う。

2 選挙公示は、原則として選挙日の2ヶ月以上前までに行なうことが望ましいが、諸事情によって最低でも1ヶ月以上の期間を設けることとする。

(選挙権・被選挙権の行使)

第6条 選挙権及び被選挙権の行使は、奈良病薬の規程により本会正会員のみとする。

2 選挙権及び被選挙権を行使する区域は、原則として選挙を実施する年の4月1日に会員の勤務先が所在する区域とされるが、選挙を実施する年の4月2日以降に区域をまたぐ勤務先の変更を行った場合は、「日本病院薬剤師会 代議員候補者選挙管理規程」に準ずる。

(立候補)

第7条 自ら役員候補者になろうとする者は、本会選挙管理委員会が定める立候補期日(14日以上とする)までに立候補届を提出しなければならない。

(辞退)

第8条 立候補を辞退する場合は投票開始までに辞退届を提出しなければならない。

(立候補者の公示)

第9条 立候補者の公示は原則として、選挙日の14日以上前に行わなければならない。

(投票)

第10条 候補者が定数を超えた場合のみに投票を行う。

2 定数にかかわらず選挙権者1名につき立候補者1名に対してのみ投票を行う。

3 総会に出席されない正会員は10日以上14日以下の期間を設けて不在者投票を行うことができる。投票期間は立候補者公示後に発表するが、個別には連絡しない。なお、投票期間を過ぎての投票は無効である。

(開票)

第11条 求めに応じて、開票に際して立会人を置くことができる。この場合立候補者は立会人になることができない。

2 次の各号に該当する投票は無効とする。

(1) 本会所定の様式、方法によらないもの

(2) 候補者以外の者に投票したもの

(3) 投票内容が確認し難いもの

(当選人の決定)

第12条 当選人は得票数の多い者から順に定数に達するまでの者とする。なお、得票数が同数の場合は決選投票を行い、それでも同数の場合は選挙実施者がくじで決める。

2 前項の規程に関わらず候補者が定数内の場合、立候補者がいない場合は、投票を行わず、正会員の総会決議により当選人を決定することができる。

3 前項の場合、本会定款・細則に準じた総会決議でもって当選人を決定することができる。

第4章 雑則

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、本会理事会において行う。

附則

本規程は平成30年3月2日より施行する。